

山口県報

令和7年
7月29日
(火曜日)

目 次

○告示

保安林の指定(下関市) (森林整備課)



山口県告示第百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和七年七月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

下関市菊川町大字久野字狸添九九、一〇〇、一〇二、一〇三五二から一〇三五六まで、一〇三六一、一〇三八四、字中地一〇六、字上奥野一一一、一一二、字奥野一三から一二〇まで、字下奥野一二一、一二二、一二四から一二六まで、字落合一二七から一二九まで、一三〇の一、一三二の二、字上大藤一五五の一、一五五の二、一五六、字郷六 一五九、一六〇、字水上一〇三四四の一、一〇三四四の三、一〇三四四の六から一〇三四四の九まで、一〇三四四の一から一〇三四四の一三まで、一〇三四四の一七、一〇三四四の二二から一〇三四四の二四まで、一〇三四四の二八から一〇三四四の三〇まで、一〇三四四の三三、一〇三四四の三六、一〇三四四の三七、一〇三四四の三九、一〇三四四の四五、一〇三四四の五七、一〇三四四の五八、一〇三四四の六九、一〇三四四の八四、一〇三四四の九三、一〇三四四の九四、字右ノ浴一

〇三四五、字丸尾一〇三四七、一〇三四七の一、一〇三四七の二、一〇三四八、字中池山一〇三四九の一、一〇三四九の二、字中地山一〇三五一、字榎山一〇三五八、一〇三六〇、字落葉山一〇三七四、字島堀一〇三七八、字神道松一〇三八〇、字まみ岩一〇三八七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市菊川町大字久野字狸添一〇三五四・字下奥野一二六・字落合一二七・字中地山一〇三五一・字榎山一〇三五八・字落葉山一〇三七四(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。)

令和七年七月二十九日印刷

発行人所

山口県知事